

練習は心身の鍛練のためにある。練習を名目に暴力的行為をしてはならない。

第11条 練習相手方の力量

練習においては練習相手方の力量を凶らなくてはならない。相手方練習生の力量を知りながらその力量を超える練習をしてはならない。

(不当な上下関係の強要禁止)

第12条 人格の尊重

すべての人に対して人格、人権を尊重し、平等であるとの認識で接しなければならない。如何なる差別も許されない。不適當な上下関係の強要(黙示の強要も含む)も許されない。

(その他)

第13条 段位詐称禁止

段位を詐称してはならない。

第14条 規律と暴行・威圧・いじめ禁止

何人に対しても暴行、暴言、威圧を加えあるいはいじめてはならない。

第15条 わいせつな行為禁止

練習中であるか否かを問わず、何人に対しても、わいせつな行為をなしてはならない。

第16条 反社会的勢力との接触禁止

反社会的勢力と接触し、あるいは交友するなど関係をもってはならない。

第17条 本会が定める諸規則遵守

本会が定める諸規則を遵守しなければならない。

なお、本条は会員が本会諸規則について建設的意見を表明することを禁ずるものではない。

第18条 機密事項

会員は本会代表者が機密とする指定した事項を他に漏えいしてはならない。

第19条 累積違反行為

本倫理懲戒規定により処分を受けた会員が、処分以後に本規定に反する行為をなしたときは、重複処分も可である。

(処分の種類)

第20条 処分は以下の通りとする。

- (1) 除名
- (2) 退会勧告